

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	普通河川長田川護岸復旧工事に伴う家屋事後調査業務委託	
	業務概要	家屋事後調査（地盤変動影響調査） ・家屋 1棟（木造建物A 130㎡～200㎡未満）	
	契約金額	金385,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)	
	契約締結日	令和4年3月1日	
	契約期間	令和4年3月1日 ~ 令和4年3月30日	
	契約の相手	館山市国分11番地1 株式会社つくも 館山支店	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>本業務は、別途発注している普通河川長田川護岸復旧工事に伴い必要となった、家屋調査業務(地盤変動影響調査)の事後調査である。この調査は、既に家屋事前調査として 株式会社つくも館山支店 にて業務を実施し、現場状況を十分把握しているとともに、建物所有者との信頼関係が構築され、円滑な業務の遂行が可能なこと、また、護岸復旧工事の完了が遅れたことから業務期間が限られており、短期間での業務遂行には事前調査を行った、株式会社つくも館山支店が適任であることから、随意契約により業務を行うものとする。</p>			